

社会福祉法人加茂福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 加茂福祉会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。また、理事が理事会以外の日において、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の報酬)

第5条 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(支給方法)

第6条 前条の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を本人に支給する。

(摘要除外)

第7条 施設長等の施設職員が役員及び評議員の場合は、この規程は適用しない。

(改廃)

第8条 本規程は評議員会の決議を経て、改廃することができる。

(1) 別表1

	基準	日額
理事・監事 業務報酬等	毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上とし その他必要がある場合	5,000円

監事監査指導報酬等	監事監査を実施した場合	5,000円
評議員業務報酬等	定時評議員会として毎年度 6月に一回とし、 その他必要がある場合	5,000円
評議員選任解任委員 業務報酬等	4年に1回とし、その他必要が ある場合	5,000円

附則

この規程は、平成29年 6月21日より施行する。